

西川町産業振興複合施設指定管理者管理基準

西川町産業振興複合施設（以下「本施設」という。）の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者にその管理運営を行わせる場合の管理基準を次のとおり定める。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

西川町産業振興複合施設

(2) 施設の所在地

西川町大字間沢 3 0 0 番地 1

(3) 施設の設置目的

本施設は、西川町の未来を育むまちづくり拠点として地域のにぎわいの創出と稼ぐ地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(4) 施設の規模及び範囲

ア 建物構造	鉄筋コンクリート造（一部木造・鉄骨造）
イ 延床面積	8 8 1 m ²
ウ 施設範囲	建物及びその附帯設備並びに敷地

2 施設の管理基準

指定管理者は、次に掲げる基準に従い、本施設の管理を行うものとする。なお、管理基準の細目については、指定管理者と締結する協定書で定める。

(1) 関係法令の遵守

地方自治法その他関係法令、西川町産業振興複合施設条例及び関係例規を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 施設・設備等の適切な管理運営

本施設の設置目的に沿った管理運営を行うとともに、利用者が快適かつ安全に施設を利用できるよう、施設及び設備を適切に維持管理すること。特に、利用者への公平かつ公正なサービス提供に努めること。

(3) 個人情報の適正な管理

個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定に基づき、個人情報の適正な取得、管理及び利用を行うこと。

3 業務実施の基本方針

指定管理者は、次に掲げる事項に従い、本施設の管理業務を行うものとする。

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) 創意工夫や専門的知見を活用し、施設の有効活用及び効率的かつ効果的な管理運営に努

めること。

(3) 施設及び設備の機能や特性を十分に把握し、安全かつ衛生的な管理を行い、利用者の安全確保を最優先とすること。

(4) 地域事業者、関係団体及び行政機関等との連携を図り、地域産業の振興及び地域活性化に資する事業展開に努めること。

4 業務の内容

指定管理者が行う業務は、別添「業務基準」に定めるとおりとする。なお、業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。

5 管理及び業務に要する経費負担

指定期間中における管理及び業務に要する経費負担については、指定管理者と町との間で締結する協定書の定めるところによる。

6 その他

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

指定期間中の各年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、町長が指定する期限までに町へ提出すること。

(2) 事業報告書の作成

毎年度終了後 4 月 30 日までに事業報告書を作成し、町へ提出すること。

(3) 月報及び四半期収支状況等報告書の作成

町が別に定める様式に基づき、毎月 of 管理状況等については翌月 10 日までに、四半期ごとの収支状況等については各四半期終了後 10 日までに、町へ提出すること。

(4) 関係機関との連絡調整等

行政機関、報道機関等からの照会及び調査に対応するとともに、関係機関、関係団体、類似施設等との良好な関係を維持するため、必要な連絡調整を行うこと。

(5) 町への協力

町が実施する産業振興施策、地域活性化施策及び施設運営に関する調査等について、必要な協力を行うこと。